

## 審 議 結 果

会 議 名	第1回川口市男女共同参画推進委員会
開 催 日 時	令和6年8月21日(水) 14時00分～15時10分
開 催 場 所	第一本庁舎6階 601大会議室
出 席 者 (委員長に◎、副委員長に○)	◎杉浦委員長、間鍋委員、岡本委員、平賀委員、石川委員、 ○岡田委員、日下部委員、小松委員 協働推進課事務局：堀江課長、永瀬課長補佐、真壁主査
議 題	1 開 会 2 委嘱書交付 3 市長あいさつ 4 自己紹介 5 正副委員長の選任について 6 諮問について 7 議 事 (1) 審議事項 ア 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について (2) 報告事項 ア 令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について (3) その他 8 閉 会
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	1名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市男女共同参画推進委員会委員名簿 資料No.2 川口市男女共同参画推進条例 資料No.3 川口市男女共同参画推進委員会規則 資料No.4 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について(諮問) 資料No.5 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について 資料No.6 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント 資料No.7 川口市DV対策基本計画と埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画 資料No.8 令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況 参考資料No.1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

	参考資料No.2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 別添資料 川口市DV対策基本計画 第3次川口市男女共同参画計画
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

#### 審議経過（要点筆記）

<p>第1回委員会</p> <p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul> <p>2 自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の自己紹介及び事務局職員紹介</li> </ul> <p>3 正副委員長の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の推薦及び委員の賛成多数により、杉浦委員が委員長に就任。</li> <li>・委員長の推薦及び委員の賛成多数により、岡田委員が副委員長に就任。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <p>委員9名のうち8名が出席していることから、川口市男女共同参画推進委員会規則第3条第2項により、本日の会議が成立することを説明した。</p> <p>また、1名から傍聴の申し出があり、委員の賛成多数により入室を許可した。</p> <p>4 諮問について</p> <p>(事務局)</p> <p>市長から「第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について」の諮問をいただいた。これは、川口市男女共同参画推進条例第10条第2項の規定に基づいた諮問であり、諮問理由としては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく、「川口市DV対策基本計画」の計画期間が令和6年度に最終年度となることから第2次計画の策定を行う。</p> <p>また、令和6年4月1日より困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の施行に伴い、第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を策定することが努力義務となっていることから、政策的に関連が深い、配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」と困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」を一本化し策定することについての諮問である。</p> <p>5 議 事</p> <p>(1) 審議事項</p> <p>ア 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について</p> <p>(事務局)</p>
---

計画策定の経緯については、諮問の項目で説明したとおり、令和6年度に最終年度となる配偶者暴力防止法に基づく「川口市DV対策基本計画」の第2次計画を、令和6年4月1日に施行された困難女性支援法に基づく市町村基本計画と一本化して策定するもの。

## (2) 報告事項

ア 令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について

### (事務局)

第5次川口市総合計画の後期基本計画で、互いに尊重・理解し合う環境づくりの目標指標として、各種審議会・委員会への女性登用率の目標を令和7年度までに35%としており、かつ第3次川口市男女共同参画計画でも同様に目標値を定めている。

令和6年4月1日現在の審議会数は、行政委員会が6、附属機関等が175、合わせて181である。女性委員比率は27.5%で、前年が28.1%であったので0.6ポイント減少している。女性委員が0の審議会数は、行政委員会は3、附属機関等は12。女性登用率が35%以上の審議会数は54、20%以上35%未満が72、10%以上20%未満が30、10%未満が25となっている。

令和7年の目標値としている35%には至っていない状況であるが、今後も関係部局と連携して男女共同参画の推進、女性の登用率の向上を進めていきたいと考えている。

## (3) その他

### (事務局)

次回開催について説明

## 【質疑応答】

《第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画について》

### ●委員からの質問

DVの相談は、子どもへの虐待のように、第三者からの通報による制度はないのか。

→事務局から回答

DV相談を受ける配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人からの相談が基本である。家庭内のことなので行政の介入は困難であり、本人がDVと認識され相談に来ていただかないと、具体的な支援に結びつかない。

### ◇委員長からの意見

子どもへの虐待について、虐待を発見した人に通告義務が法律で規定されているが、成人女性は本人の意思を尊重することから、本人の了承なしで通報・通告は考えにくい。

例えば、病院等でDVが疑われる時も、勝手に通報・通告するのではなく、情報提供等でまず信頼関係を築き本人からSOSを寄せられるようにするのが基本である。

●委員からの質問

相談後の経過・結果についてはどうしているのか。相談を受けたままなのか。

→事務局から回答

相談内容により、担当部署と連携のうえ対応している。家には帰せないような危険性があればシェルターを案内し、今後の生活に不安があれば生活保護の担当、子どもが居れば子育て相談課へ繋げている。

●委員からの質問

調整会議の開催頻度は？

→事務局から回答

庁内連絡会議は年に1回だが、個別に関係課とは連絡を取って対応にあたっている。

困難女性支援法で支援調整会議を設けるようになっているので、今後検討し次回の会議で説明したいと考えている。

●委員からの質問

海外から来た方も支援の対象になるのか。

→事務局から回答

外国籍の方の相談もある。日本語が苦手な方には、多文化共生系の外国語の話せる職員の協力を得て相談を受けている。

●委員からの質問

本人がSOSを発しないよう制圧されていたり、子どもが犠牲にならないよう本人が我慢してしまっている場合もあるので周りの方から支援に繋がれたらと思う。

→事務局から回答

本人からSOSがあれば話が聞けるが、第三者の通報だけだと家庭の中までは踏み込めない。

生命の危険に及ぶとき以外は、行政として対応が難しい。民生委員など地域のいろいろな方の目を活かしながらかみ守り、適切な時期に介入するなどの対応をしているというのが実情である。

《令和6年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況について》

●委員からの質問

女性登用率が下がった、要因は何か。

→事務局から回答

昨年と比べると、35%以上の審議会が57団体から54団体に減少したことが女性登用率が下がった主な要因と考える。

しかし、10%以下の審議会が減っているので底上げはできていると考えている。

●委員からの質問

どうしたら上がるか。

→事務局から回答

委員は充て職が多いことが主な原因である。全体会議の中で委員委嘱の際に女性の任用を積極的に検討していただくよう協力を依頼している。

また、登用率が低いところへは担当課にその原因のヒアリングと、女性委員の積極的な任用を依頼している。

●委員からの質問

充て職を出身団体の代表にこだわらず副代表でも良くするとか、対策はないのか。

→事務局から回答

委員会ごとに取り決めがあると思うが、そのような考え方も今後示していきたい。

会議の内容は、以上のとおりです。

令和6年10月10日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

杉浦 浩美

---

川口市男女共同参画推進委員会委員

間鍋 好江

---